

## 商品概要説明書

(定期積金)

(平成23年4月1日現在)

|  |   |
|--|---|
| 1.商品名  | ・ 定期積金  |
| 2.販売対象   | ・ 個人および法人   |
| 3.期間   | ・ 6か月以上5年以下   |
| 4.払込方法<br>(1) 払込方法<br>(2) 払込金額<br>(3) 払込単位                               | ・ 契約期間内で掛金を分割払込<br>・ 1回あたり1,000円以上<br>・ 100円単位(ただし、目標式の調整回は1円単位)  |
| 5.払戻方法   | ・ 満期日以後に一括して払い戻します。   |
| 6.給付補てん金<br>(1) 適用利回り<br>(2) 支払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法 | ・ 当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。<br>・ 満期日以後に一括して支払います。<br>・ 計算単位を1円として、契約期間における掛金残高の積数に年利回りを乗じて計算します。<br>・ 個人のもは20%(国税15%,地方税5%)の分離課税,法人のもは総合課税となります。<br>・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。  |
| 7.手数料  | -   |
| 8.付加できる特約事項  | ・ 毎月一定額を払い込む「定額式」または目標額を定めて払い込む「目標式」(初回調整式,最終回調整式)が選択できます。<br>・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。<br>・ 満期日に自動解約のうえ、指定口座に入金することができます。また、同一条件の定期積金を自動的に再契約することもできます。  |
| 9.中途解約時の取扱い  | ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。<br>初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合<br>解約日における普通貯金利率<br>初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合<br>当初契約時の年利回り×60%<br>(ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。)  |
| 10.貯金(預金)保険制度(公的制度)  | ・ 保護対象<br>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息,要求払い,決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。   |
| 11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容  | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。<br>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。<br>新潟県弁護士会(電話:025-222-3765)<br>そのほか、東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護士会,横浜弁護士会,山梨県弁護士会,愛知県弁護士会,京都弁護士会,兵庫県弁護士会,広島弁護士会,愛媛弁護士会,福岡県弁護士会<br>また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。<br>仙台弁護士会,山形県弁護士会,埼玉弁護士会,富山県弁護士会,静岡県弁護士会,総合紛争解決センター(大阪府),岡山弁護士会,鹿児島県弁護士会 |
| 12.その他参考となる事項  | ・ 払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間まで繰延べます。または、当初契約時における店頭表示の年利回りの割合(年365日の日割計算)による遅延利息を負担していただきます。<br>・ 掛金が払込日前に払い込まれた場合は、当初契約時の店頭表示の利回りに準じて先払割引金を計算します。<br>・ 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。  |

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JAにいがた南蒲